

## 静岡産業大学課外活動援助費支給規程

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のクラブ及びサークル活動を奨励し、学生の豊かな人間性の涵養に資するために、本学内のクラブ及びサークルの活動を援助することとし、その活動援助費（以下「課外活動援助費」という。）の支給について必要な事項を定める。

#### (対 象)

第2条 課外活動援助費は、静岡産業大学学友会会則第26条の規定により、学友会支部運営委員会の承認を得たクラブ及びサークルに対し支給する。

#### (種 類)

第3条 課外活動援助費の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 全国大会等出場援助費
- (2) 一般活動援助費

### 第2章 全国大会等出場援助費

#### (支給対象)

第4条 全国大会等出場援助費の支給対象は、以下のとおりとする。

支 給 対 象	備 考
東海大会等の予選を経て全国大会に出場する団体または個人	標準記録等の設定によって大会参加者が選ばれる全国大会に出場する場合を含める。
予選のない全国大会等でベスト16以上に入った団体または個人	大会参加総数に対し上位20%以内に該当する場合のみを対象とする。 クラス別で競技を行う種目については、最上位クラスのみを対象とする。
国際大会に出場する団体または個人	

#### (支給費目)

第5条 全国大会等出場援助費は、以下の経費に対して支給するものとし、詳細は別表1に定める。

- (1) 大会参加費
- (2) 交通費

(3) 宿泊費

(4) 激励金

(申請)

第6条 全国大会等出場援助費は、原則として、団体または個人ごとに各年度3回まで申請することができる。

2 申請はクラブ及びサークルの責任者（監督、顧問等）が行うものとし、全国大会等出場援助費申請書（様式第1号）に、参加費、参加人数が明記された大会要項等を添付し、学生支援課に提出しなければならない。

3 全国大会等出場援助費の申請が事後となる場合は、前項に規定するものに加え、大会参加人数総数及び大会結果を記載した書類を添付しなければならない。

(支給)

第7条 全国大会等出場援助費の支給については、前条により提出された申請書類に基づき、各学部を設置する学生委員会の合同審議を経て、学長が決定する。ただし、第4条に規定する大会への出場が直前に迫っている場合は、大会参加費及び激励金に限り、学生委員会の合同審議により支給することができる。

(報告)

第8条 クラブ及びサークルの責任者（監督、顧問等）は、大会終了後速やかに全国大会等出場報告書（様式第2号）及び全国大会等出場援助費の支給に係る証憑書類を学生支援課に提出しなければならない。

### 第3章 一般活動援助費

(支給対象等)

第9条 一般活動援助費は、クラブ及びサークルの活動にあたり必要となる以下の経費に対して支給するものとし、詳細は別表2に定める。

(1) 大会参加費またはこれに準ずる費用

(2) 大会等の参加に係る交通費及び宿泊費

(3) その他、活動に必要な用具や消耗品等の購入費

(申請)

第10条 一般活動援助費の申請は、クラブ及びサークルの代表者が行うものとし、一般活動援助費支給申請書（様式第3号）に領収書、請求書等の証憑書類を添付し、学生支援課に提出しなければならない。

(支 給)

第11条 一般活動援助費の支給については、前条により提出された申請書類に基づき、学生支援課が会計上の手続きを行う。

(支給の例外)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、翌年度の一般活動援助費を支給しない。

(1) 第10条に基づく申請にあたり、不適切な手続きが行われたと認められた場合

(2) 新入部員を募集しない場合

2 各年度における臨時の学友会支部運営委員会において新たに設立承認を得たクラブ・サークルについては、別表2に規定する一般活動援助費の半額を支給する。ただし、12月以降に新たに設立申請した場合は、当該年度の一般活動援助費は支給しない。

#### 第4章 雑 則

(庶 務)

第13条 課外活動援助費に関する庶務は、学生支援課において行う。

(改 正)

第14条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学の全国大会等出場援助費支給基準（平成27年4月1日施行）」は、令和4年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

## 全国大会等出場援助費の支給基準

費 目	支 給 基 準
大会参加費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大会要項及び参加申込書に基づき算出する。</li> <li>・ 参加の条件として義務付けられている費用（協賛金、広告費、帯同審判費用及び審判委託料、派遣負担金等）についても大会参加費として認める。</li> <li>・ 口座振り込みの場合、振込手数料も大会参加費として認める。</li> </ul>
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動は原則として大学のバスを利用し、運転は大学が指定する業者に委託する。レンタカーバスを利用する場合も、運転は大学が指定する業者に委託する。</li> <li>・ バス移動に必要な費用（運転手宿泊代、有料道路代、駐車場代、燃料代等）についても交通費として認める。</li> <li>・ J Rや航空機等を利用する場合は、最も経済的な経路及び方法により算出し、学生団体割引または学生割引を利用した金額で申請する。支給対象者は大会登録メンバー及びマネージャー1名とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ J R…片道100kmを超える場合は特別急行料金を加算</li> <li>※ 航空機…エコノミー料金で算出（見積書の提出が必要）</li> </ul> </li> <li>・ 教職員の交通費については、学校法人新静岡学園旅費規程に従い支給する。</li> </ul>
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片道100kmを超える移動の場合は宿泊費を支給する。ただし、合理的な理由が認められる場合は、片道100km以内でも支給することができる。</li> <li>・ 支給の対象期間は競技開始日（開会式を含む）から競技終了日（閉会式を含む）までとする。車中泊、船中泊及び機内泊については、宿泊日数に含めない。</li> <li>・ 前泊については合理的な理由が認められる場合は支給対象とするが、後泊については原則支給対象としない。ただし、競技終了日が想定できない場合は、敗退が決定した日の宿泊費を支給することができる。</li> <li>・ 宿泊費の支給対象者は大会登録メンバー及びマネージャー1名とし、1泊につき1人あたり10,000円を支給する。ただし、国際大会等の場合は、別途協議のうえ支給金額を決定することができる。</li> <li>・ 教職員の宿泊費については、学校法人新静岡学園旅費規程に従い支給する。</li> </ul>
激励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人戦出場の場合、一大会につき100,000円を上限とする。</li> <li>・ 団体戦出場の場合、一大会につき200,000円を上限とする。</li> <li>・ 個人戦と団体戦が同時開催となる場合は、団体戦出場の場合の金額を上限とする。</li> </ul>

別表 2

## 一般活動援助費の支給基準

団体区分	支給区分	支給基準	各年度の 上限金額
クラブ (強化スポーツ クラブ)	基本額	・学友会支部運営委員会においてクラブとして承認を得ている団体	100,000円
	加算額	前年度実績として、第4条第1項第1号から第3号のいずれかに該当した場合	(注1) 200,000円
		前年度に下記のうちいずれかの実績がある場合 ・東海リーグ1部所属 ・県大会を経て東海大会に出場 ・県大会を経ない東海大会において上位入賞	(注1) 100,000円
		当年度の部員数が下記のうちいずれかに該当する場合	(注2)
		100名以上 50名～99名 30名～49名 20名～29名	100,000円 70,000円 50,000円 30,000円
クラブ	基本額	・学友会支部運営委員会においてクラブとして承認を得ている団体	(注3) 50,000円
	加算額	・前年度に東海大会を経て全国大会級以上の大会に出場またはこれに準ずる受賞をした場合	(注1) 100,000円
		・前年度に県大会を経て東海大会級以上の大会に出場またはこれに準ずる受賞をした場合	(注1) 50,000円
		下記のうちいずれかに該当すると学生委員会で認められた場合 ・前年度に県大会級以上の大会に出場し上位入賞 ・前年度の顕著な活動実績	(注1) 30,000円
		当年度の部員数が下記のうちいずれかに該当する場合 ・2名以上でチームを組んで競技するスポーツ系クラブにあつては15名以上 ・上記以外のクラブにあつては10名以上	(注2) 20,000円
サークル	基本額	・学友会支部運営委員会においてサークルとして承認を得ている団体	30,000円
	加算額	・当年度の部員数が10名以上の場合	(注2) 20,000円

注1：該当する支給基準ごとに加算する。

注2：部員数については、学友会支部運営委員会における承認時の人数を基準とする。

注3：磐田キャンパスのクラブに対する基本額については、経過措置として令和4年度及び令和5年度については100,000円、令和6年度については70,000円とする。







